

第 1 章・総論

この章では、計画策定の背景や市の上位計画との関係、国や県の動向、前回計画の評価等を踏まえて、計画全体の構成や基本的な考え方を示しています。

第 1 節	計画の策定にあたって	3
第 2 節	計画の位置付けと構成	5
第 3 節	障害福祉を取り巻く状況とニーズ	7
第 4 節	第 3 期後期計画（2018～2020 年度）の評価と課題 ..	19
第 5 節	第 3 期計画（2012～2020 年度）における取組	24
第 6 節	計画の基本的な考え方	25
第 7 節	計画の推進体制	32

第1節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画について、「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成し、障害の有無にかかわらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

これまで、障害者一人一人の状況に応じたサービスを提供するための身近な相談支援体制の充実、障害者の地域移行や社会参加等の推進を図るために、地域生活支援拠点の整備や誰もが働きやすい環境づくりの推進等に取り組んできました。

こういった中、近年国では、高齢者人口の増加や障害者手帳所持者の増加を背景に、福祉全体を包括的に支援していく必要から2020年に社会福祉法が改正¹され、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」、すなわち「地域共生社会」の構築に向けた施策が展開されているところです。

新しい計画では、国や県の指針及び近年の動向を踏まえつつ、これまでの施策の進捗状況、実績評価、2019年度に実施した基礎調査結果²に現れたニーズ等を検証して、基本計画を9年ぶりに見直しました。昨今の目まぐるしい社会情勢により柔軟に対応するため、この期間を6年間とし、2021年度（令和3年度）から2024年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン2021（第4期柏市障害者基本計画（前期計画）、第6期柏市障害福祉計画、第2期柏市障害児福祉計画）」を策定しました。

本プランでは、地域共生社会の構築を進めるため、他の地域資源も活用した、障害福祉の観点から福祉全体を考えた包括的な支援体制の構築を図り、「地域共生社会」の実現に向けた施策を展開していきます。

¹ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

² 詳細は「柏市障害者計画策定のための基礎調査結果報告書」（2020年3月）を参照

(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害福祉施策は、障害者の地域移行や権利擁護、雇用促進に関する法制度等の改正や策定が多く見られ、それを受けた施策が本市でも展開されてきました。

2020年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立等からも、地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とした重層的な支援体制の構築へと重点が置かれています。本市では共生社会の実現に向け、これまでに整備してきた地域生活支援拠点を中心として構築したネットワークの更なる深化・推進が求められます。

■ 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2016 (平成28) 年度	【国】 ○ 障害者差別解消法施行 ○ 障害者雇用促進法改正 ○ 発達障害者支援法改正	○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する柏市職員対応要領施行 ○ 障害者差別解消支援地域協議会設置 ○ 児童発達支援センター開設 (市内2か所目)
2017 年度	【国】 ○ 第5期福祉計画の基本指針 ・地域生活支援拠点等整備 ・障害者の高齢化・重度化対応等	○ 地域生活支援拠点開設(2か所) ○ 柏市地域生活支援拠点運営協議会設置
2018 年度	【国】 ○ 第4次障害者基本計画策定 ○ 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定 ○ 障害者総合支援法改正 ○ 児童福祉法改正 【県】 ○ 第六次千葉県障害者計画策定	○ ノーマライゼーションかしわプラン(2018～2020年度)策定 ・柏市障害児福祉計画を内包 ○ 福祉型障害児入所施設開設 ○ 地域生活支援拠点開設(3か所目)
2019 (令和元) 年度	【国】 ○ 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部の設置	○ 第4期柏市地域健康福祉計画策定 ○ 地域生活支援拠点開設(4か所目) ・重症心身障害児者対応の拠点
2020 年度	【国】 ○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布	○ 教育福祉会館リニューアル ・総合相談窓口等設置
2021 年度	【国】 ○ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定 【県】 ○ 第七次千葉県障害者計画策定	○ 柏市第五次総合計画後期基本計画開始 ○ ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021～2023年度)策定

第2節

計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取の上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

計画の期間は、2021年度から2023年度までの3年間とし、今回の見直しは6年間の「第4期柏市障害者基本計画」の前期計画と「第6期柏市障害福祉計画」、「第2期柏市障害児福祉計画」にあたる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとする。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画	第5次（後期基本計画） （2021～2025）					第6次 （2026～）
地域健康福祉計画	第4期 （2019～2024）				第5期 （2025～）	
ノーマライゼーション かしわプラン	第4期柏市障害者基本計画（2021～2026）					
	前期（2021～2023）			後期（2024～2026）		
	第6期柏市障害福祉計画（2021～2023）			第7期柏市障害福祉計画（2024～2026）		
	第2期柏市障害児福祉計画（2021～2023）			第3期柏市障害児福祉計画（2024～2026）		

ノーマライゼーションかしわプラン2021

(3) 計画の役割（法的根拠等）及び上位計画との関係

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

＜健康・サポート＞

○医療・介護 ○包括的支援

第4期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】 根拠法：社会福祉法 第107条

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、生き生きと暮らせるまち 柏」

＜基本施策＞

○相談体制の充実 ○情報発信の充実 ○社会参加の促進 ○権利擁護の推進

ノーマライゼーションかしわプラン 2021【障害福祉の部門計画】

第4期柏市障害者基本計画（前期計画）

根拠法：障害者基本法
第11条第3項

総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針，施策・事業

〔基本理念〕 みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

〔基本方針〕 1 共生社会の実現に向けた協働の促進 ⇒ (柱1, 3)
2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進 ⇒ (柱2, 4)

〔重点目標〕 障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

〔基本目標〕

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

（重点施策 相談支援・ケアマネジメント体制の充実，福祉の総合相談窓口の設置）

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

（重点施策 地域生活を支える場の充実，高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備）

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

（重点施策 就労支援体制の充実，多様な社会参加・交流の場の拡充）

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

（重点施策 医療的ケア等の支援体制の充実，
精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実）

第6期柏市障害福祉計画（第2期柏市障害児福祉計画）

根拠法：障害者総合支援法
第88条第3項

- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画（根拠法：児童福祉法第33条の20）を内包

第3節

障害福祉を取り巻く状況とニーズ

(1) 柏市の概況

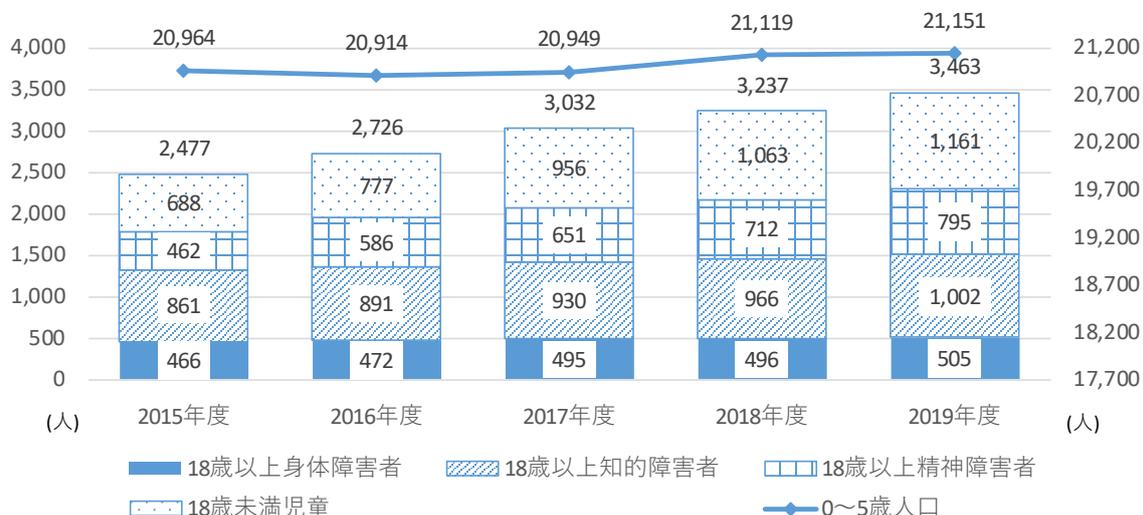
① 本市の総人口と障害者の推移

2015年度から2019年度までの期間で総人口に占める障害者手帳所持者は、実数では2,123人増と増加状況にあります。また、増加割合が総人口は3.9%増であるのに対して、同じ期間に障害者は13.3%増となっています。



② 福祉サービス受給者証所持者数の推移

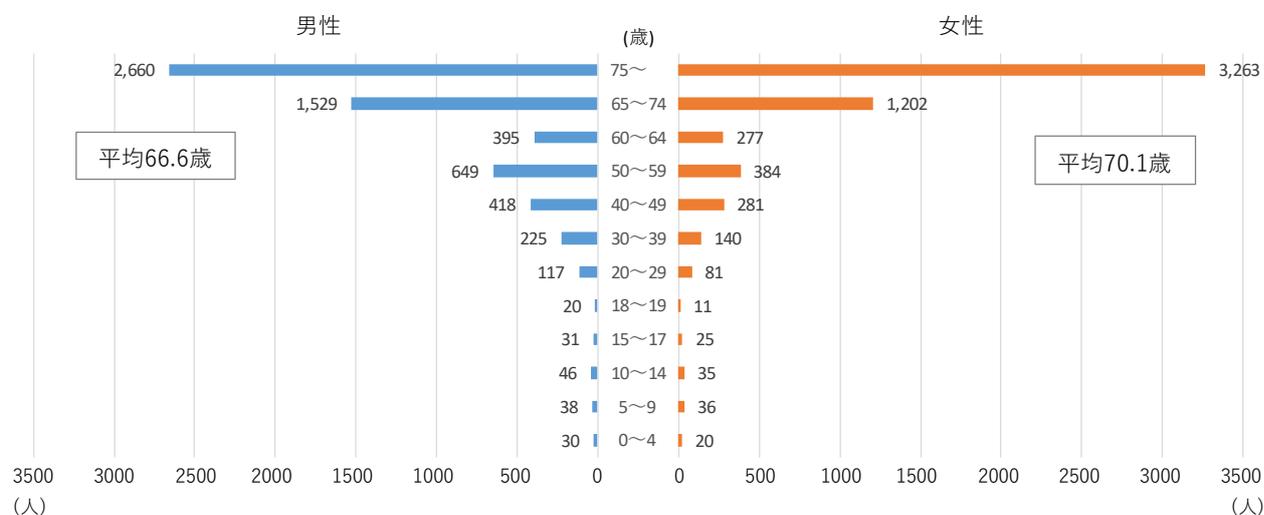
受給者証の所持者数は年々増加しています。特に18歳未満の児童の取得が増加しており、障害児の支援ニーズが高まっています。



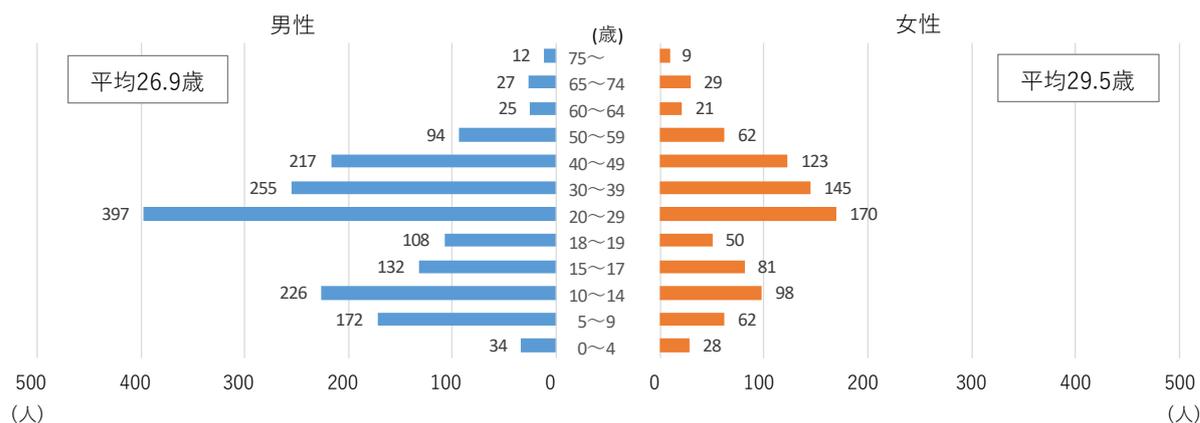
(2017年度 18歳以上難病4人, 2018年度 18歳以上難病3人, 2019年度 18歳以上難病3人)

③ 手帳所持者の年齢分布

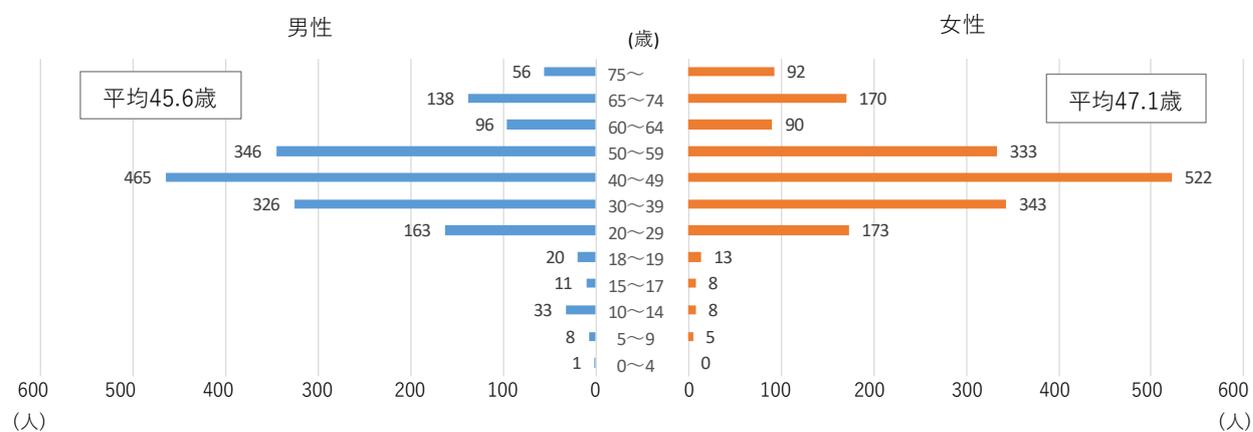
《身体障害者手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



《療育手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



《精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



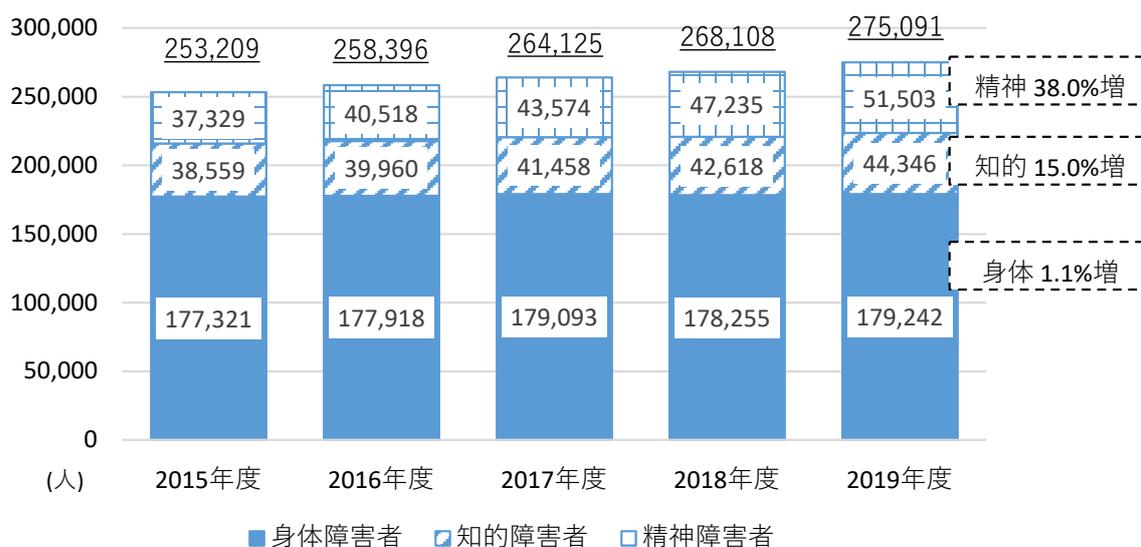
(注) 上記3つのグラフの平均値は、各年齢階層の中央値に、その階層の人数を乗じた値を合計し、手帳所持者全体の人数で割り返し算出

④ 千葉県と本市の障害者手帳所持者数の推移

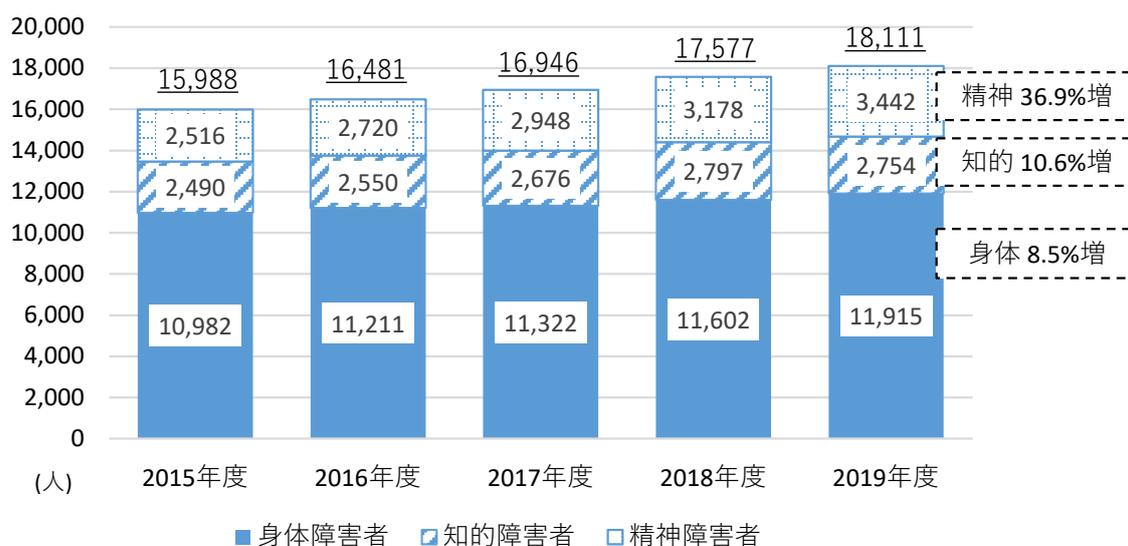
千葉県全体及び本市における障害者手帳所持者数は、いずれも増加傾向にあります。

全体の手帳所持者数は、5年間で県が21,882人、市が2,123人増えており、特に精神障害者の増加率が大きくなっています。また、身体障害者手帳所持者の増加率は、県に比べ、市は大きくなっています。

《千葉県の推移》

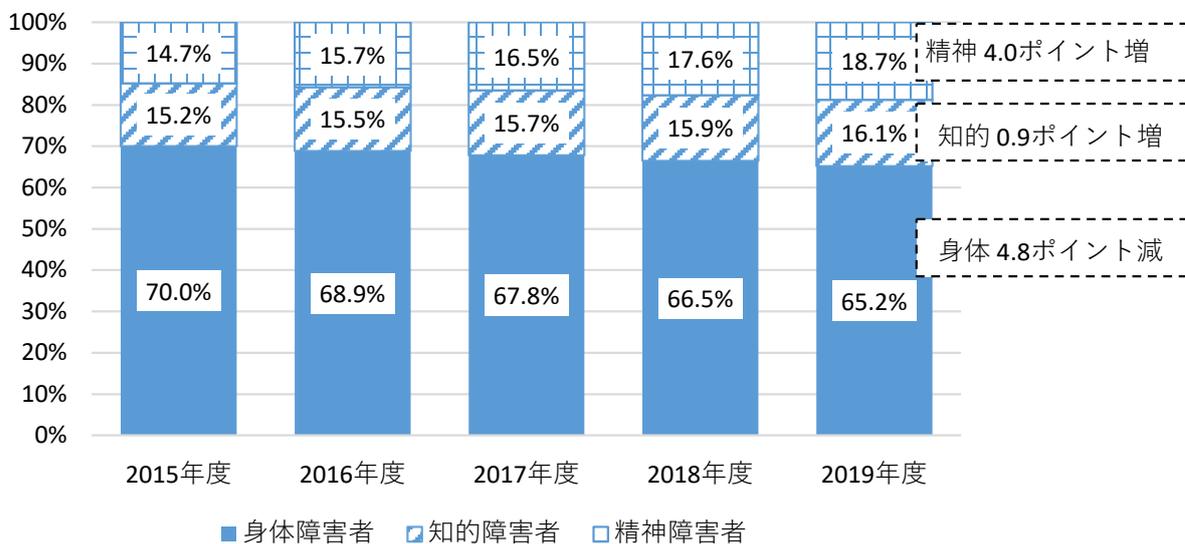


《柏市の推移》

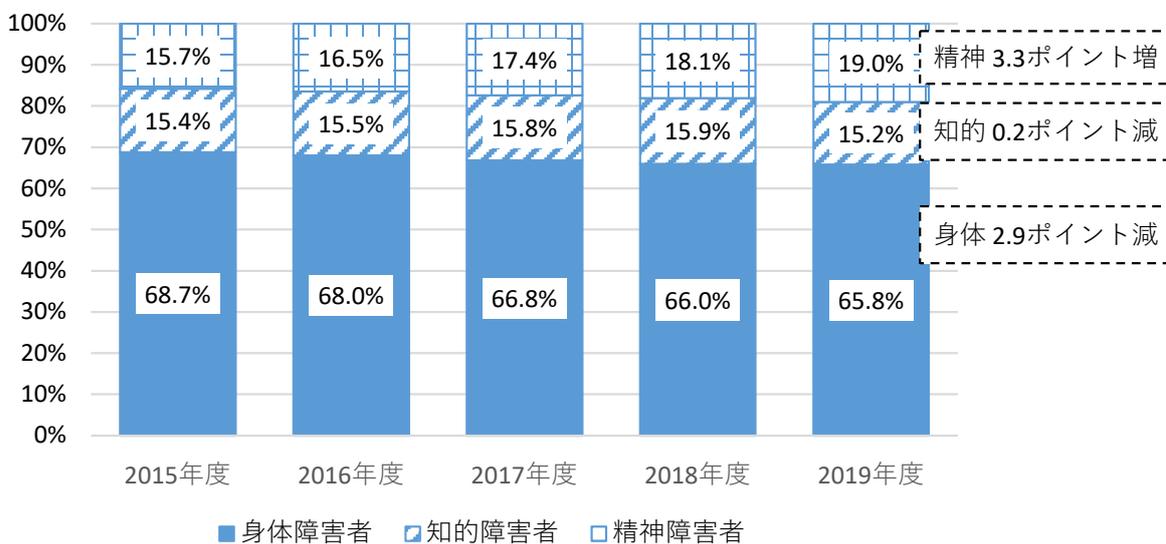


⑤ 千葉県と本市の障害別構成比の推移

《千葉県の推移》



《柏市の推移》



⑥ 本市の障害福祉関係費 決算額（歳出）

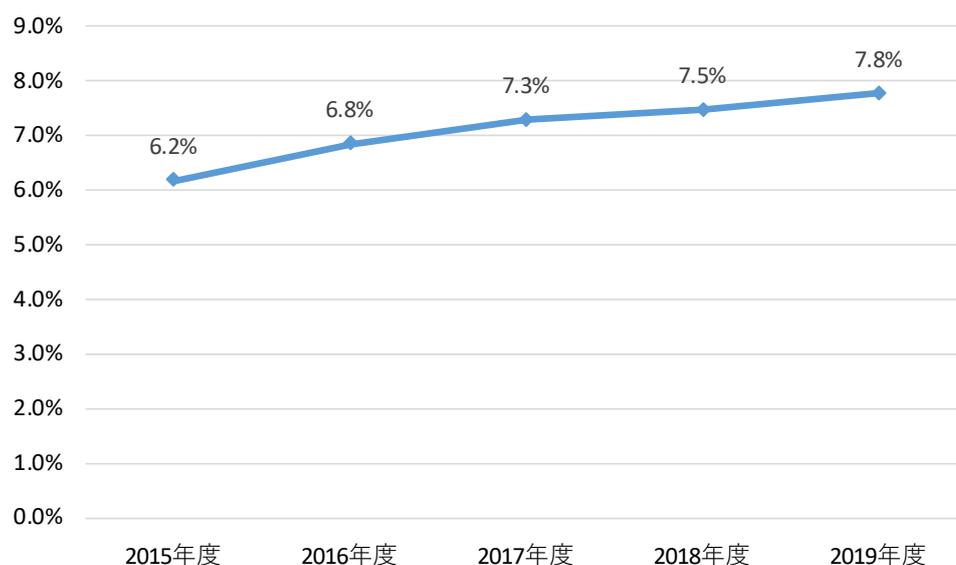
市の障害福祉関係の決算額（歳出）は、この5年間で約 28.3%、22 億円増えています。歳出の伸びは近年顕著となっており、高齢障害者の自然増や、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスを始めとする事業所の増加により、障害福祉サービスの利用者が増加したこと等が要因であると考えられます。

今後は限られた財源を効果的、計画的に活用するための制度の見直しや、優先的、重点的に取り組むべき施策に絞って投資をする必要があります。

《障害福祉関係費決算額（歳出）》（単位：千円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
合計金額	7,776,516	8,335,478	9,033,177	9,187,102	9,979,144
前年度比	—	+7.2%	+8.4%	+1.7%	+8.6%

《市一般会計決算額に占める障害福祉関係費割合の推移》



(2) 障害福祉全般にみるニーズ

～柏市障害者計画策定のための基礎調査（2020年3月）～

① アンケート調査の結果

未就学児

■ お子さんのことで現在悩んでいることや困っていることは何ですか

前回	1位	発育や発達の遅れ	81.4%
	2位	就学への不安がある	72.6%
	3位	心身が疲れる	30.1%

(n=113)

今回	1位	発育や発達の遅れ	80.2%
	2位	就園・就学への不安がある	69.8%
	3位	心身が疲れる	39.5%

(n=86)

2016年度調査（以下、前回調査）と比べ、「発育や発達の遅れ」がほとんど変わらず、「就学への不安がある」が約3ポイント減少する一方、「心身が疲れる」が約9ポイント増加しました。障害児の成長に伴うさまざまな不安や悩みから、保護者へ向けた支援が必要であることがわかります。

■ 今後充実してほしい支援・サービスは何ですか

前回	1位	就学後の学校以外の福祉サービスや支援	59.5%
	2位	専門職による療育	51.4%
	3位	すぐに相談できる機関	47.7%

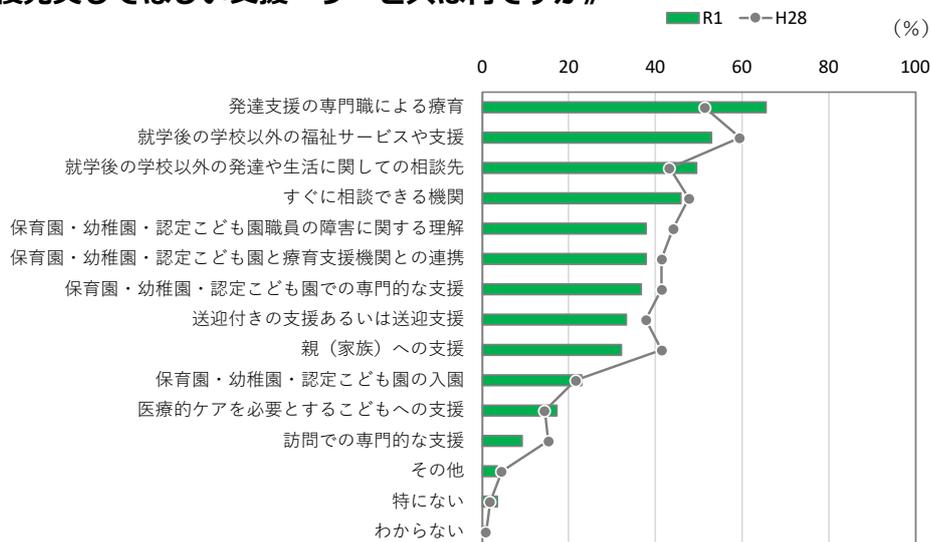
(n=111)

今回	1位	発達支援の専門職による療育	65.5%
	2位	就学後の学校以外の福祉サービスや支援	52.9%
	3位	就学後の学校以外の発達や生活に関する相談先	49.4%

(n=87)

前回調査と比べ、「専門職による療育」が約14ポイント増え、「就学後の学校以外の福祉サービスや支援」が約7ポイント減少しました。療育に係るサービスのニーズが増えていることがわかります。「就学後の学校以外の発達や生活に関する相談先」が約6ポイント増えて3位になったことも踏まえ、障害や生活に係る不安に応える相談支援の充実が必要です。

《問. 今後充実してほしい支援・サービスは何ですか》



学齢期（小学校入学～17歳以下）

■ 学齢期に子育てをする上でどんなことに不安がありますか

前 回	1位	自立	57.7%
	2位	学力	49.6%
	3位	こどもの友人関係	48.2%

(n=274)

今 回	1位	自立	71.6%
	2位	就労	58.9%
	3位	性の問題	50.9%

(n=276)

最も不安を感じていることは、前回と同様に「自立」でしたが、約14ポイント増加しました。また、「就労」が約15ポイント、「性の問題」が約11ポイント増加した一方で、「学力」が約10ポイント、「こどもの友人関係」が約12ポイント減少しており、前回と比べて学齢期の子育てにおける不安要素に違いがみられます。

■ 学齢期に子育てをする上でどんな援助を希望しますか

【特別支援学校】

前 回	1位	長期休暇の支援	50.0%
	2位	放課後の支援	45.2%
	3位	土日・休日の支援	44.0%

今 回	1位	福祉的就労に関する情報提供	63.9%
	2位	長期休暇の支援	50.3%
	3位	放課後の支援	47.1%

(n=155)

【普通学級・特別支援学級】

前 回	1位	進学に関する情報提供	60.9%
	2位	学習支援	55.3%
	3位	相談支援体制の充実	43.7%

今 回	1位	進学に関する情報提供	69.7%
	2位	学習支援	67.2%
	3位	一般就労（就職）に関する情報提供	54.6%

(n=119)

今回調査では就労に関する選択肢を「福祉的就労」と「一般就労」の2つに分けたところ、普通学級・特別支援学級では「一般就労に関する情報提供」が5割以上、特別支援学校では「福祉的就労に関する情報提供」が6割以上でした。このほか、普通学級・特別支援学級では「進学に関する情報提供」は約9ポイント、「学習支援」は約12ポイント増加しました。特別支援学校では、「長期休暇の支援」や「放課後の支援」が上位となっています。

成人（18歳以上～64歳以下）

■ 主に相談したい内容は何か

前 回	1位	将来のこと	46.2%
	2位	健康のこと	40.3%
	3位	医療のこと	35.6%

(n=407)

今 回	1位	将来のこと	45.0%
	2位	医療や健康のこと	44.3%
	3位	お金関係のこと	29.5%

(n=811)

「将来のこと」を挙げる割合は前回とほとんど変わらず、今回調査では選択肢を統合した「医療や健康のこと」を挙げる意見も引き続き多くありました。また、「お金関係のこと」が約9ポイント増加しました。

■ 何の施策に力を入れてほしいですか

前 回	1位	災害時の対応	36.7%
	2位	相談支援体制の強化	36.3%
	3位	情報提供の充実	35.5%

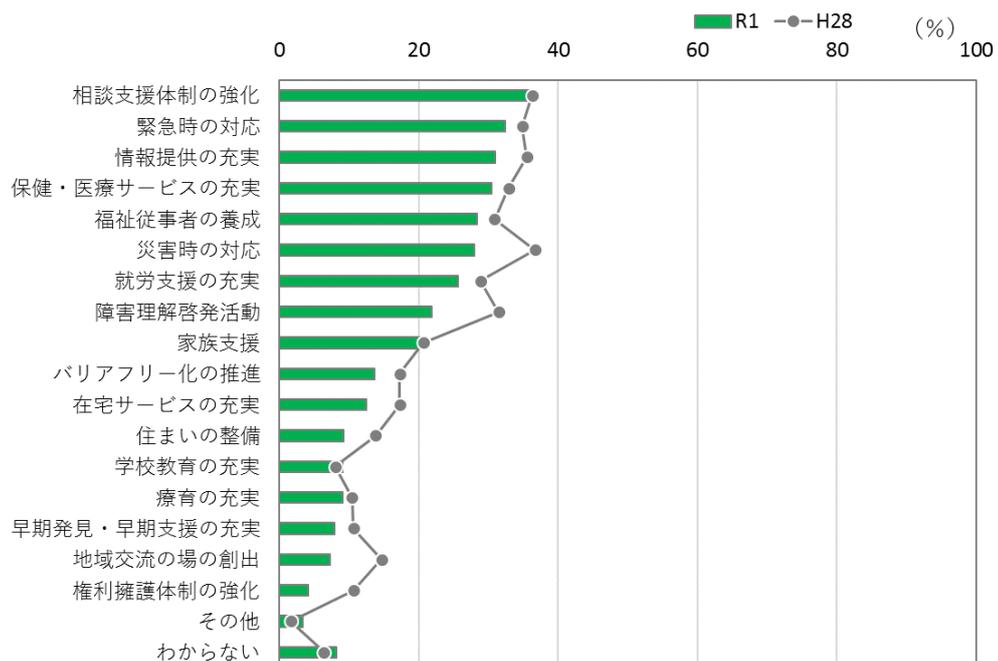
(n=499)

今 回	1位	相談支援体制の強化	36.8%
	2位	緊急時の対応	32.3%
	3位	情報提供の充実	31.0%

(n=807)

東日本大震災から10年が経過し前回調査より「災害時の対応」が約9ポイント減少しました。一方、「相談支援体制の強化」「情報提供の充実」は依然として上位に挙げられています。「相談支援体制の強化」については精神障害が他と比べて多い傾向がみられます（精神障害約44ポイント、全障害平均約37ポイント）。

《問. 今後、柏市の障害福祉の取組について、特に優先して力を入れてほしいもの》



高齢者（65歳以上）

■ 主に相談したい内容は何ですか

前 回	1位	健康のこと	46.3%
	2位	医療のこと	40.3%
	3位	特になし	25.4%

(n=268)

今 回	1位	医療や健康のこと	50.8%
	2位	福祉サービスのこと	29.9%
	3位	将来のこと	18.2%

(n=512)

今回調査で選択肢を統合した「医療や健康のこと」が最も多く5割程度となりました。「福祉サービスのこと」は前回から約10ポイント増加しました。高齢障害者の不安は日常生活における健康維持やサービスの確保にあることがわかります。

■ 何の施策に力を入れてほしいですか

前 回	1位	災害時の対応	33.3%
	2位	緊急時の対応	31.6%
	3位	情報提供の充実	31.2%

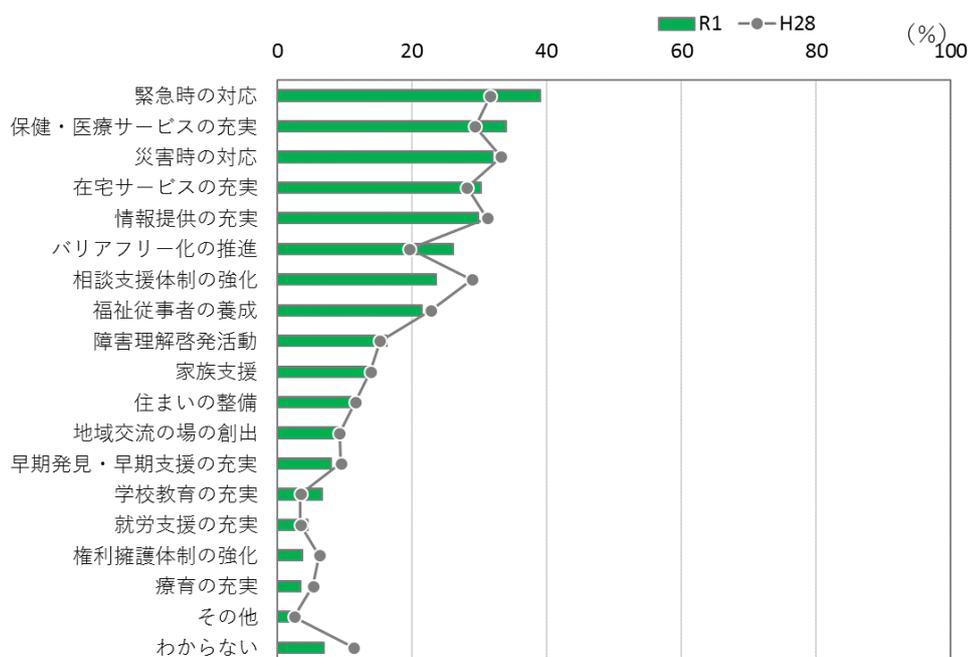
(n=433)

今 回	1位	緊急時の対応	39.1%
	2位	保健・医療サービスの充実	34.0%
	3位	災害時の対応	32.0%

(n=509)

「緊急時の対応」が約8ポイント増加し、「保健・医療サービスの充実」が約5ポイント増加しましたが、傾向に大きな違いはみられません。

《問. 今後、柏市の障害福祉の取組について、特に優先して力を入れてほしいもの》



② 障害者団体・委託相談支援事業所の主な意見

■ 障害理解の推進

- 就労の場での理解促進も必要である。
- 小中学生の学齢期において障害理解を進めることが重要なので、積極的にできればよい。
- 柏まつりのようなイベントは、市民が障害者団体について知る機会となる。

■ 情報提供の方法や体制の充実

- 情報伝達の媒体は、印刷、インターネット等、さまざまあるとよい。
- 市役所窓口や講演会などのイベントにおいて、情報保障をお願いしたい。

■ 相談支援及びケアマネジメント体制の充実

- 相談支援専門員が不足している。特に、肢体・医療的ケア児の相談支援事業所、相談支援専門員が不足している。
- 生まれてから看取りまでの総合的な、切れ目のない支援が重要である。
- 家族への支援も重要である。
- 相談先の周知と活用が大きな課題。

■ 地域で暮らすための住環境整備やサービスの充実

- 親亡き後、地域生活を継続していけるかが不安。
- 障害の種類や年齢に応じた支援サービスの整備が望まれる。
- 点字誘導ブロックについては地域ではばらつきがあるので改善が必要。

■ 就労支援及び社会参加の機会の充実

- 就労支援においては障害の種類に応じた対応が必要である。
- 社会参加にあたっては周囲の理解も重要である。
- 一般の趣味の教室やイベントでの障害者の受入れが促進されるとよい。

■ 子どもの成長への支援

- 学齢期になると、学校以外の療育や相談の場が限られてしまう。
- 義務教育を終えた16～18歳に対するサービスや支援が必要。
- 親の相談、親の心のケアを含めた支援体制の充実が必要。

■ 精神障害者が地域で生活できる支援体制の構築

- 障害者本人のつらさ、生きにくさを地域の人々が理解して、排除の目で見ないことが大切。
- 家にひきこもっている方への支援体制の充実が必要。

■ 障害のある高齢者への支援

- 高齢化や単身高齢者の増加に伴い、地域とつながりが持てる場や社会貢献につながる活動の場の確保が重要である。また活動参加のための移動支援も必要。
- 地域包括支援センターやケアマネジャー、医療機関との連携が今後の課題。

■ 安全・安心の対策の推進

- さまざまな災害時の対応強化が必要。2019年の台風での経験から、災害時に市との連絡がとれなくても自動的に支援を始められる体制が必要である。
- K-Netの活用促進が重要。

③ 一般市民向けアンケートでの主な意見**■ 障害者の印象**

- 手助けや配慮等が必要、手助け等したい。
- 日常生活を送る上で不便がありそう、大変そう。
- 身体的・精神的に不自由がある、ハンディキャップがある。
- 障害は個性の一つであり、健常者と変わらない。
- どのように対応すればよいかわからない、意思疎通が難しい。
- 障害の種類によって多様であり、一概にはいえない。

■ 障害のある人への対応

- 障害のある人に声をかけたり手助けすることに抵抗がない人は6割以上。
- 実際に障害のある人を手助けした理由は、困っている時はお互い様という気持ちから。
- 障害のある人を見かけても手助けしなかった理由は、困っている様子に見えなかったから、お節介になる気がしたから、接し方がわからなかったから。

■ 障害福祉に関わる事項の認知度

- ヘルプマーク・ヘルプカードを知らない人は4割以上。
- 障害者差別解消法を知らない人は3割以上。
- 障害者に対する合理的配慮を知らない人は5割近い。

④ ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング³での主な傾向

- 専門性を備えた複数の機関が窓口となるほか、障害者手帳の有無にかかわらず、ケースに応じて関係機関が柔軟に連携し対応。
- 家族がひきこもりの疑われる障害者の発覚を恐れ、生活面・金銭面を支援し続けることにより、早期発見が困難となり、ひきこもりが長期化。
- 親子関係の構築、家族間での恒常的なストレスなど家庭に課題がある場合が多い。
- 不登校になると、教育機会やコミュニケーションスキルを学ぶ機会を失い、学校卒業後に社会へ出ることが困難になる場合もある。
- 意欲やきっかけを得た障害者が社会復帰するには、就労準備支援や軽作業等を通じ、少しずつ他者との接点を持つ取組が効果的。
- 精神障害やその他疾患が疑われるケースでは、ひきこもりになっている対象者にその病識がなく、受診につながらないことが多い。
- 精神科に特化した在宅医療の資源が不足しており、今後の充実が必要。
- 支援の基本的な考え方は、「長期的」に働きかけを続け、何らかのきっかけから対象者との関わりを作り始め、対象者の新たな「居場所」を少しずつ確保していくこと。
- 支援に携わる関係機関等において、個人情報保護に適切に配慮しながら、対象者に係る情報共有体制を整備することが今後の課題。

³ 市内委託相談支援事業所や支援に携わる関係機関を対象に実施。

第4節

第3期後期計画（2018～2020年度）
の評価と課題

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）では、7つの柱や4つの重点施策に沿った障害福祉施策を進めてきました。市の取組については、PDCAサイクルのプロセスで、内部（庁内）評価と、有識者や市民の代表、関係団体により構成される柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会による外部評価を実施しました。また、実施したアンケート調査及びヒアリング調査においても、障害者と家族、障害福祉関係団体、委託相談支援事業所、一般市民の皆様からご意見を伺いました。以上を踏まえ、市の実績と市民目線からの評価を合わせて、各柱や重点施策ごとの進捗と課題、今後の方向性を取りまとめました。

(1) 柱ごとの評価・課題

柱名	主な評価・課題
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	障害理解を深めるための啓発等に取り組みましたが、まだ十分でないため、啓発等の継続が必要です。また、教育福祉会館内に整備した障害理解推進の拠点について、活用方法等の検討が課題です。
柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	相談支援体制の充実に取り組みましたが、引き続きニーズが高い状況です。質の向上や人員の確保が必要です。また、障害者の権利を守るため、権利擁護体制の更なる充実が必要です。
柱3 暮らしを支えるサービスの充実	地域生活支援拠点を4か所整備しました。重度化や高齢化もあり、ニーズが多様化しているため、多様な生活の場の拡充が必要です。
柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	就労相談支援体制の充実に取り組みましたが、引き続きニーズは高い状況です。課題であった工賃向上の取組と併せて、継続した取組が必要です。
柱5 子どもの成長への支援	早期支援の充実や集団生活サポートに取り組みましたが、ニーズ調査では専門的な療育等が求められており、継続した取組が必要です。
柱6 健康・医療体制の充実	医療・ケア体制の充実や精神障害者の地域生活の促進・支援に取り組みましたが、サービス対象者の増加等もあり、更なる強化・充実が必要です。
柱7 安全・安心な生活環境の整備	ヘルプマークの配布等、緊急時に円滑な支援ができるような対策を推進しました。緊急時の対応は引き続きニーズが高く、体制の強化が必要です。

(2) 重点施策ごとの評価・課題と今後の方向性

■ 重点施策 1 相談支援・権利擁護体制の充実

市の取組

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 柱 2

24 時間対応の地域生活支援拠点を整備するなど、地域の身近な場所で、相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な助言や支援を提供する体制を整備するとともに、相談支援人材の養成・確保を図りました。しかし、ニーズ調査では、身近な場所で、専門的な知識を持った職員に相談したいというニーズや、相談支援専門員の不足を挙げる声があり、障害者からの相談内容は多様化・複合化してきているのが現状です。

今後は、相談支援専門員の増加や人材育成に取り組むとともに、多様化・複合化する福祉課題に対応することができるよう、相談機関同士の連携強化や総合相談窓口の設置により、地域で安心できる包括的相談支援体制の構築が重要となります。

② 権利擁護体制の充実 柱 2

成年後見制度や日常生活自立支援事業の促進や権利擁護ネットワーク会議の開催、障害者差別解消に向けた啓発等により、障害者の権利擁護体制の充実を図りました。しかし、成年後見制度等は十分に活用されておらず、障害者差別解消法の認知度は依然低い状況です。引き続き、権利擁護体制の充実を図るとともに、制度等の理解啓発に努める必要があります。



目指す方向性

障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、包括的な相談支援体制の構築と権利擁護体制の充実に取り組み、施策を推進します。

⇒ 柱 1 「みんなで守り寄り添う共生のまちづくり」

施策 1 包括的相談支援体制の構築 (40～44 ページ)

施策 2 権利擁護体制の充実 (45～50 ページ)

■ 重点施策2 地域生活を支える基盤整備

市の取組

① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築 柱3

未整備だった2つのエリア（柏市東部、南部）に計画どおり地域生活支援拠点を整備し、併せてその一つを要望の多い重症心身障害児者に対応可能な拠点として整備しました。また、ネットワーク化を目指し、地域生活支援拠点運営協議会を開催しました。今後は、地域生活支援拠点を地域ごとの中核と位置付け、他の地域資源と連携を取りながら、ネットワークの深化を図ります。

② 多様な住まいの確保と居住の支援 柱3

グループホームの整備に取組み、利用者数も年々増加しています。しかし、高齢化や障害の重度化に直面しても地域で暮らし続けたいというニーズは今後増えていくことが見込まれることから、今後も計画的に整備していく必要があります。特に、重度の身体障害や医療的ケアが必要な方、強度行動障害等の各障害特性に特化したグループホームが不足しており、対応が求められています。

	2017年度末	2018年度末	2019年度末
グループホームの利用者数（人／月）	237	261	295

③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備 柱1

障害者が活動し、障害理解の推進を支える拠点として、改修した教育福祉会館の中に障害者活動センターや障害者等自立支援室、福祉喫茶コーナーといった交流や社会参加の場を開設しました。今後はこういった施設内の多様な場を活用し、障害者等がさまざまな市民と交流でき、社会参加が促進されるよう支援していきます。



目指す方向性

地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点を地域ごとの中核としたネットワークの深化や多様な住まいの確保を図ります。また、教育福祉会館内に開設した施設内の多様な場を活用して、障害者が社会参加・交流できるよう推進します。

⇒ 柱2「みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり」

施策1 暮らしを支える基盤整備（64～68ページ）

⇒ 柱3「みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり」

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（102～106ページ）

■ 重点施策3 就労支援体制の充実

市の取組

① 就労支援体制の充実 柱4

障害者就業・生活支援センターを始めとする就労支援機関の取組を支援し、就労移行支援の充実を図り、障害者雇用は推進されています。また、2018年の障害者雇用率の引上げを受け、法定雇用率の算定に加わった精神障害者の雇用が大幅に伸びている現状があります。障害者自身の就労ニーズは依然高く、2021年から法定雇用率が引上げられたことから、今後は関係機関の連携強化を図り、多様な就労ニーズに対応する更なる就労支援体制の充実が必要です。

② 職場定着支援の充実 柱4

2018年4月から開始した就労定着支援事業は、徐々にですが利用者数が増えています（2019年度末時点では61人/月）。障害者雇用が進む中、精神障害者の雇用義務化に伴い、精神・発達障害者の雇用が伸びている反面、就職後の職場定着が課題となっており、対応の強化が求められています。

③ 工賃向上の取組強化 柱4

障害者が生きがいを持って働けるよう、近隣ショッピングセンターにて市内の障害福祉事業所による販売会の開催や、千葉県障害者就労事業振興センター職員を講師とした研修会を開催する等、工賃向上に向けて取組みました。しかし、工賃は県内平均額に届くには至っていない状況であり、引き続き取組む必要があります。



目指す方向性

市のチャレンジド雇用を含め、就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進を図るとともに、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境づくりを推進します。また、これまで支援の対象だった障害者手帳所持者だけでなく、未所持者に対する就労支援にも取組みます。

⇒ 柱3「みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり」

施策1 就労支援の強化 (96～101 ページ)

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進
(102～106 ページ)

■ 重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

市の取組

① 保健・療育等の充実 柱5

こども発達センターと民間の児童発達支援センターを中核とした、障害のある児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充実を図りました。発達や生活に関しての相談先について、引き続きニーズが高いことから、多職種・多機関による支援を進めていく必要があります。

また、保育所等訪問支援や障害児等療育支援（巡回相談）の拡充にも取組み、利用者や保育所等への訪問回数は増加していますが、地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する子どもが増加していることから、適切な支援を受けられる環境整備が必要です。

② 学齢期への支援の充実 柱5

障害のある児童生徒のニーズに応じた教育を保障するため、インクルーシブ教育システムの構築を進めました。引き続き、一人一人のニーズに応じた支援の提供が求められていることから、教育環境の整備や教職員の専門性の向上に取組みます。

また、放課後の居場所の確保についてニーズが高いことから、引き続き場の確保や質の向上に取組むとともに、肢体不自由児や医療的ケアが必要な子どもも通うことができるような居場所づくりを推進します。

③ 医療・ケア体制の充実 柱6

医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築するため、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成や、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行いました。また、2018年度には学齢期の医療的ケア児を対象に通学に関するアンケート調査を実施しました。引き続き、関係機関の連携強化を通じ、医療的ケアが必要な方への支援体制の強化が求められています。



目指す方向性

医療的ケア児や精神障害者を含め、全ての障害者が、乳幼児期から学齢期、大人に至るまで、必要な支援を得ながら他の子どもと共に学び、成長できる環境を整えていきます。

⇒ 柱4「みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり」

施策1 乳幼児期における支援の充実 (116～120 ページ)

施策2 学齢期における支援の充実 (121～125 ページ)

施策3 医療・ケア体制の充実 (126～131 ページ)

第5節

第3期計画（2012～2020年度） における取組

本市では2012年度から2020年度までの9年間に渡る第3期障害者基本計画において、これまで不足していた障害福祉サービスや地域生活を支援する体制の整備を進めました。

- 民間への相談支援業務委託や、基幹相談支援センター、24時間相談対応の地域生活支援拠点の設置により、ケアプランの作成や地域における相談支援を充実させました。また、障害者の虐待防止・権利擁護について、柏市障害者差別解消支援地域協議会の設立等により、相談対応や支援体制の充実を図りました。
- 重度の障害児者を受入れるため、重症心身障害児者と強度行動障害者を対象とした施設を整備しました。また、相談、体験の機会、緊急時の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点を計画的かつ地域ごとに4か所整備しました。
- 官民連携による就労支援を図り、市内事業所の雇用を促進しました。また、チャレンジドオフィスにより、市役所における障害者雇用も推進しました。
- 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の設立や医ケアコーディネーターの配置等により、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築しました。

■ 第3期柏市障害者基本計画中の重点施策と主な実績

	重点施策	主な実績
前期 (2012- 2014)	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援体制の充実● 就労支援の強化● 居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">▶ 相談・就労支援体制の充実▶ 重度障害者施設の整備▶ 柏市医療的ケア連絡会の設立
中期 (2015- 2017)	<ul style="list-style-type: none">● 相談体制の充実● 在宅生活を支える基盤整備● 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域生活支援拠点の整備（2か所）▶ 柏市障害者差別解消支援地域協議会の設立▶ 医療・ケア体制の充実
後期 (2018- 2020)	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援・権利擁護体制の充実● 地域生活を支える基盤整備● 就労支援体制の充実● 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域生活支援拠点の整備（2か所）及びネットワークの整備▶ 医ケアコーディネーターの配置

第6節 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画（第2期プラン）を策定した2004年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像に共生社会の実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第3期計画でも基本理念として位置付け、第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

〔障害福祉像〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、本計画の「基本方針」を次の2つとします。

〔基本理念〕 みんなでつくる

⇒ **〔基本方針1〕 共生社会の実現に向けた協働の促進**

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けて取り組みます。

⇒ (柱1, 3)

〔基本理念〕 みんなで暮らせるまち

⇒ **〔基本方針2〕 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進**

誰もが生き生きとその人らしく、健やかに安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

⇒ (柱2, 4)

(3) 重点目標

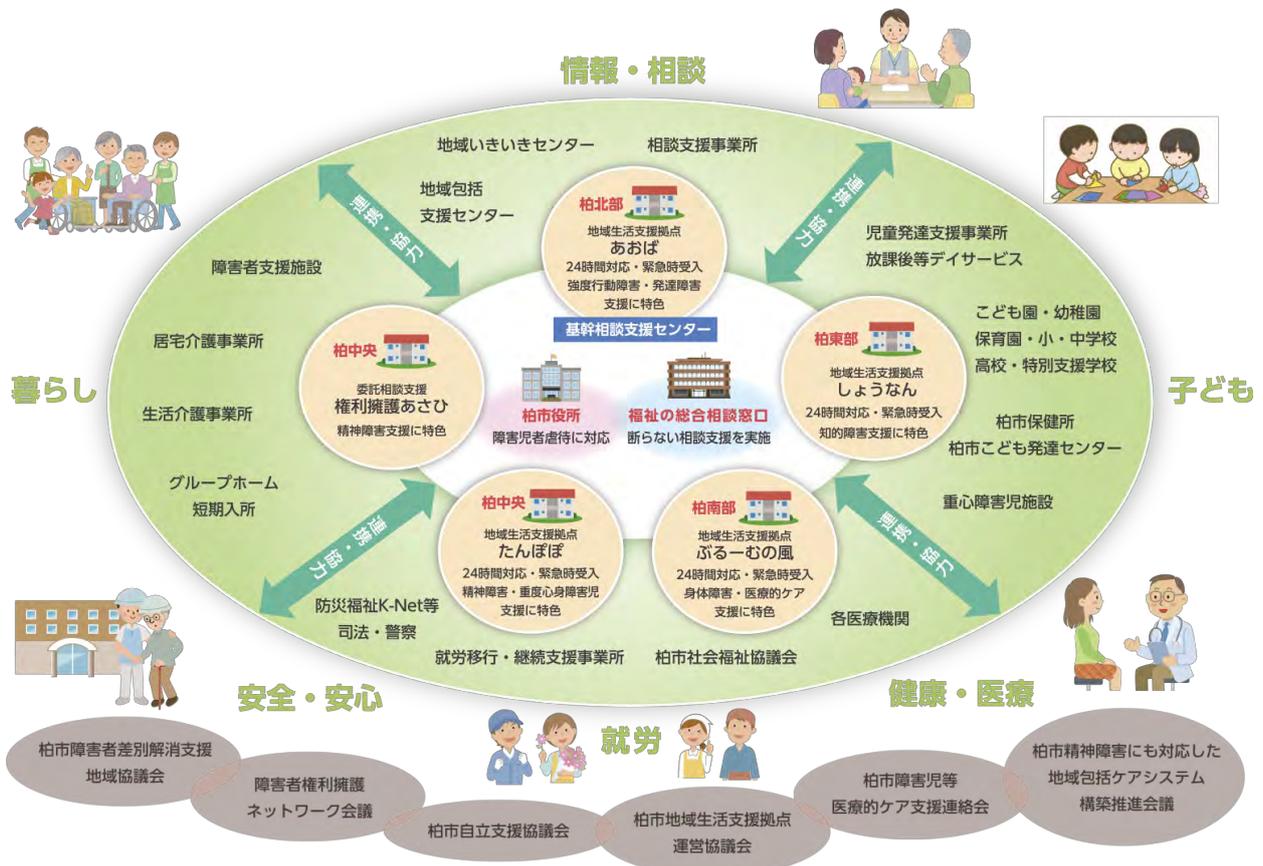
「基本方針」を推進するためには、各種事業を効率的かつ効果的に実施する必要があります。前計画においては、計画全体における目標として、地域生活支援拠点を計画的に配置し、循環した障害者支援体制「地域循環ネットワークシステム」の構築を「重点目標」と定め、前計画期間中に、全国に先駆けて地域生活支援拠点4か所を整備し、地域生活支援拠点を中心として障害者の暮らしの支援に取り組む「かしわネットワーク」を構築しました。

近年では、障害者手帳所持者の増加と併せて、高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050問題」といった社会的課題への対応や障害者手帳取得まで至っていない方への支援等、多様化・複合化した課題に取り組む必要が生じてきており、今後はさまざまな地域資源を活用し、福祉全体を考えた包括的な支援体制を構築する必要があります。

本計画では、前計画で整備したネットワークに、教育福祉会館内に「断らない」相談窓口として設置された「福祉の総合相談窓口」の機能や他の地域資源を加え、重層的な支援体制を構築することで、障害者の地域生活を一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進を図ることとし、これを重点目標と定めます。

〔重点目標〕

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

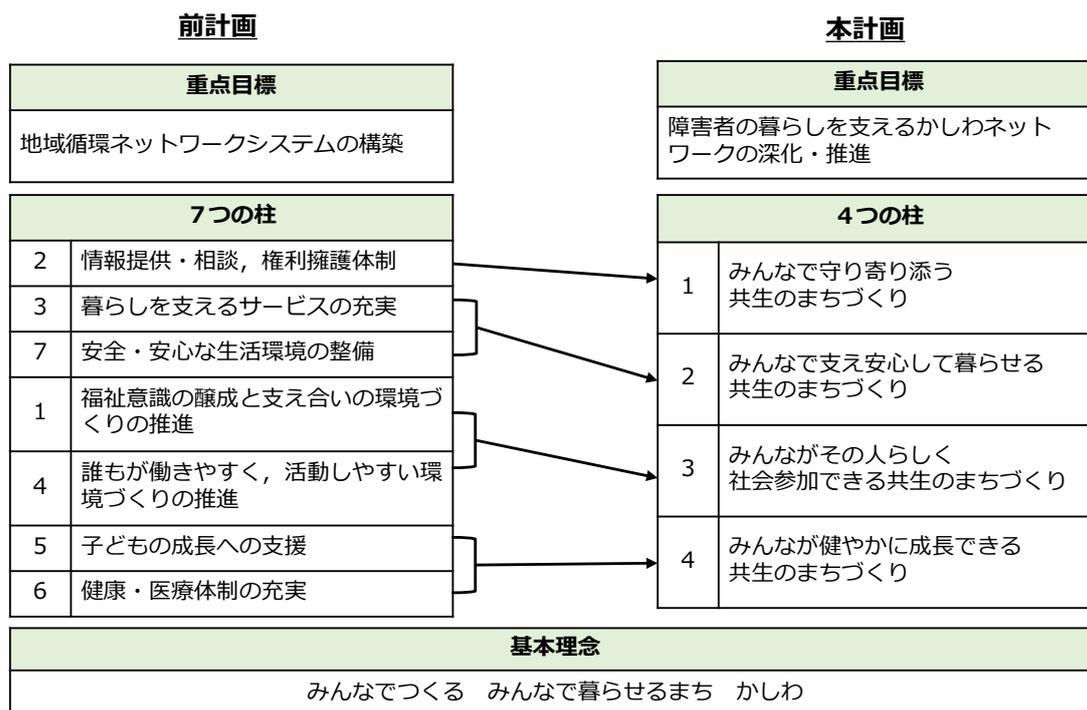


(4) 基本目標（4つの柱）

「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。本計画では、各種施策を柏市自立支援協議会の各専門部会と関連付けて「基本目標（4つの柱）」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。これまでの計画で7つの柱に内包されていた施策は、新たな4つの柱に再編成しました。

4つの柱		関連する会議体
柱1	みんなで守り寄り添う 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会 ・権利擁護ネットワーク会議 ・障害者差別解消支援地域協議会 ・教育福祉会館運営協議会
柱2	みんなで支え安心して暮らせる 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし部会 ・地域生活支援拠点運営協議会 ・教育福祉会館運営協議会
柱3	みんながその人らしく 社会参加できる共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・はたらく部会 ・教育福祉会館運営協議会
柱4	みんなが健やかに成長できる 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こども部会 ・障害児等医療的ケア支援連絡会 ・教育福祉会館運営協議会 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

《前計画から本計画への施策の編成》



柏市自立支援協議会・専門部会・その他会議体



《その他会議体》

◆ 地域生活支援拠点運営協議会

柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、柏市地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

◆ 権利擁護ネットワーク会議

障害者虐待防止のネットワークづくり、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。

◆ 障害者差別解消支援地域協議会

2016年4月に差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く、構成委員も重複が多いため、権利擁護ネットワーク会議と一体的に活動する。

◆ 障害児等医療的ケア支援連絡会

柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。

◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。

◆ 教育福祉会館運営協議会

教育福祉会館の運営に当たり教育分野と福祉分野が連携・協働できるよう、利用者団体を含めた運営協議会で事業内容や施設利用について協議し方針に反映する。

(5) 重点施策

市の課題、国の動向、市民や関係団体のニーズ等を踏まえて、基本目標とした4つの柱ごとに、重点的に取り組む事業を設定し、それらを重点施策として取組を進めていきます。

■ 重点的に取り組む事業

柱1 – 施策1「包括的相談支援体制の構築」

– 取組1「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」

- ◆ 障害者相談支援体制の強化〔取組1-① 41ページ〕

柱1 – 施策1「包括的相談支援体制の構築」 – 取組2「福祉の総合相談窓口の設置」

- ◆ 福祉の総合相談窓口の設置〔取組2-① 43ページ〕

柱2 – 施策1「暮らしを支える基盤整備」 – 取組1「地域生活を支える場の充実」

- ◆ 地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実〔取組1-① 65ページ〕

柱2 – 施策1「暮らしを支える基盤整備」

– 取組2「高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備」

- ◆ 高齢障害者のニーズに対応した施設整備〔取組2-① 67ページ〕

柱3 – 施策1「就労支援の強化」 – 取組1「就労支援体制の充実」

- ◆ 障害者雇用の促進〔取組1-① 97ページ〕

柱3 – 施策2「拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進」

– 取組1「多様な社会参加・交流の場の拡充」

- ◆ 社会参加・就労支援の場としての教育福祉会館の活用〔取組1-① 103ページ〕
- ◆ 交流・居場所づくりとしての教育福祉会館の活用〔取組1-② 103ページ〕

柱4 – 施策3「医療・ケア体制の充実」 – 取組1「医療的ケア等の支援体制の充実」

- ◆ 医療的ケア等に係る相談支援や人材育成〔取組1-① 127ページ〕

柱4 – 施策3「医療・ケア体制の充実」

– 取組2「精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実」

- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〔取組2-① 129ページ〕

(6) 施策の体系

2021年度～2023年度（令和3年度～令和5年度）

ノーマライゼーションかしわプラン2021

基本理念

みんなのでつくる
みんなので暮らせるまち
かしわ

第4期柏市障害者基本計画（前期計画）

基本方針

- 1 共生社会の実現に向けた協働の促進
(柱1, 3)
- 2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進
(柱2, 4)

第6期柏市障害福祉計画 第2期柏市障害児福祉計画

障害福祉サービスの目標（障害福祉計画）

<成果目標>

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<活動指標（障害福祉サービスの見込み）>

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援関連
- (5) 障害児福祉サービス
- (6) 発達障害者等に対する支援
- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組
- (9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

<地域生活支援事業の見込み>

- (1) 必須事業
- (2) その他の事業

重点目標

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

基本目標

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

- 施策1 包括的相談支援体制の構築（重点）
- 施策2 権利擁護体制の充実
- 施策3 情報提供の充実

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

- 施策1 暮らしを支える基盤整備（重点）
- 施策2 暮らしを支えるサービスの充実
- 施策3 安全・安心な生活環境の整備

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

- 施策1 就労支援の強化（重点）
- 施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（重点）
- 施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

- 施策1 乳幼児期における支援の充実
- 施策2 学齢期における支援の充実
- 施策3 医療・ケア体制の充実（重点）

評価・進捗管理

(1) 計画の評価・見直し

■ 計画における PDCA サイクル

本計画では、「障害者基本計画」で定めた重点施策等の各取組の実施を図るとともに、「障害福祉計画」の基本指針に即して定めた提供体制の確保に係る「成果目標」、成果目標を達成するために障害福祉サービスの利用人数や利用日数等に係る各サービスの見込み量である「活動指標（障害福祉サービスの見込み）」及び地域生活支援事業の見込みの達成に向けて事業を実施していきます。

これらは PDCA サイクルの考え方に基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、ノーマライゼーションかしわプランの数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、随時、対応していきます。本市では柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次のとおりとなります。

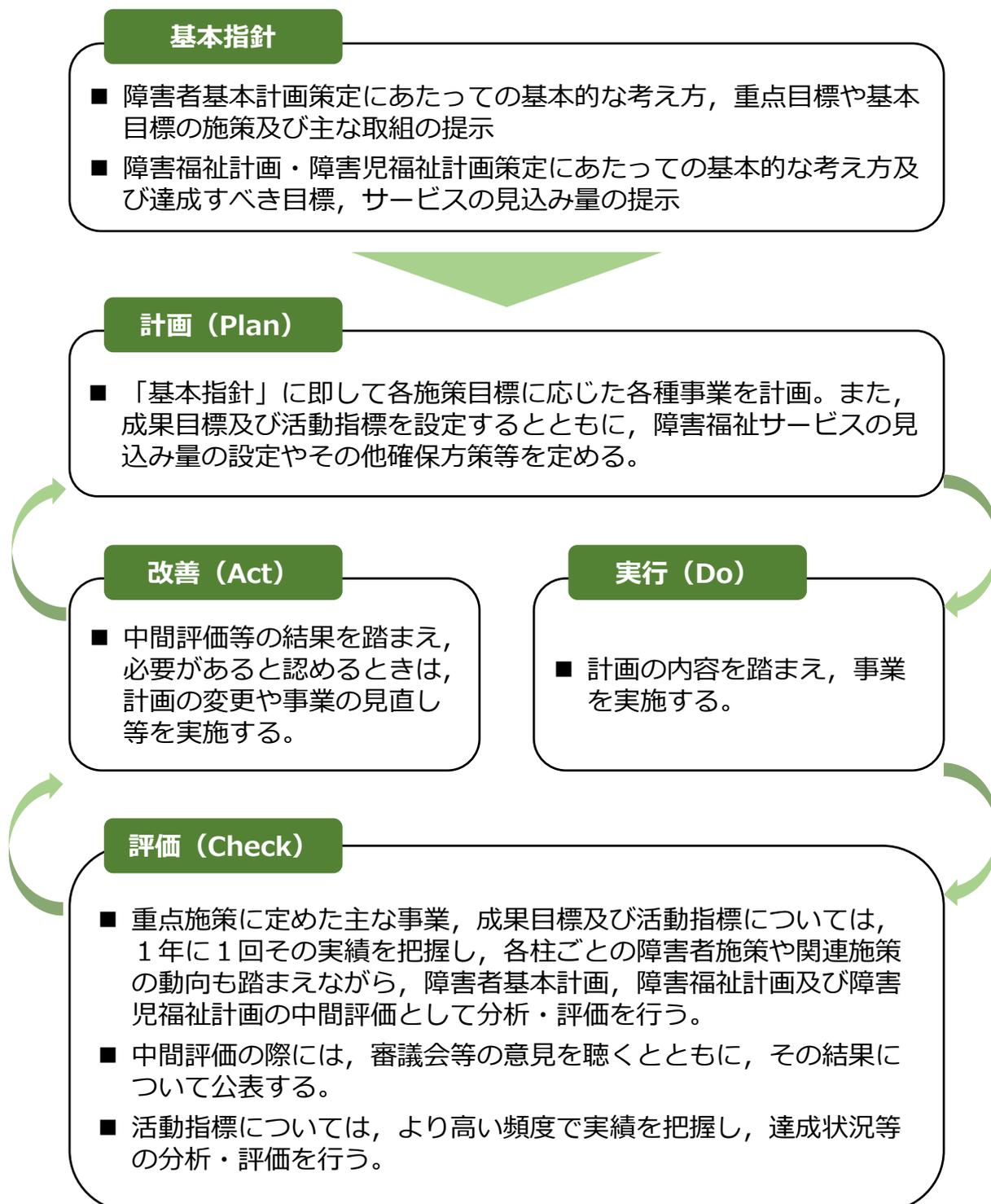
年度	確認事項
2021年度 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ノーマライゼーションかしわプラン（2018年度～2020年度）の実績評価
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ノーマライゼーションかしわプラン（2021年度～2023年度）の進捗状況検証 次期計画策定のための基礎調査の実施
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ノーマライゼーションかしわプラン（2021年度～2023年度）の事業評価と数値指標評価 基礎調査等による課題・ニーズの検証

■ 点検・評価結果の反映

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

《PDCA サイクルのプロセスのイメージ》



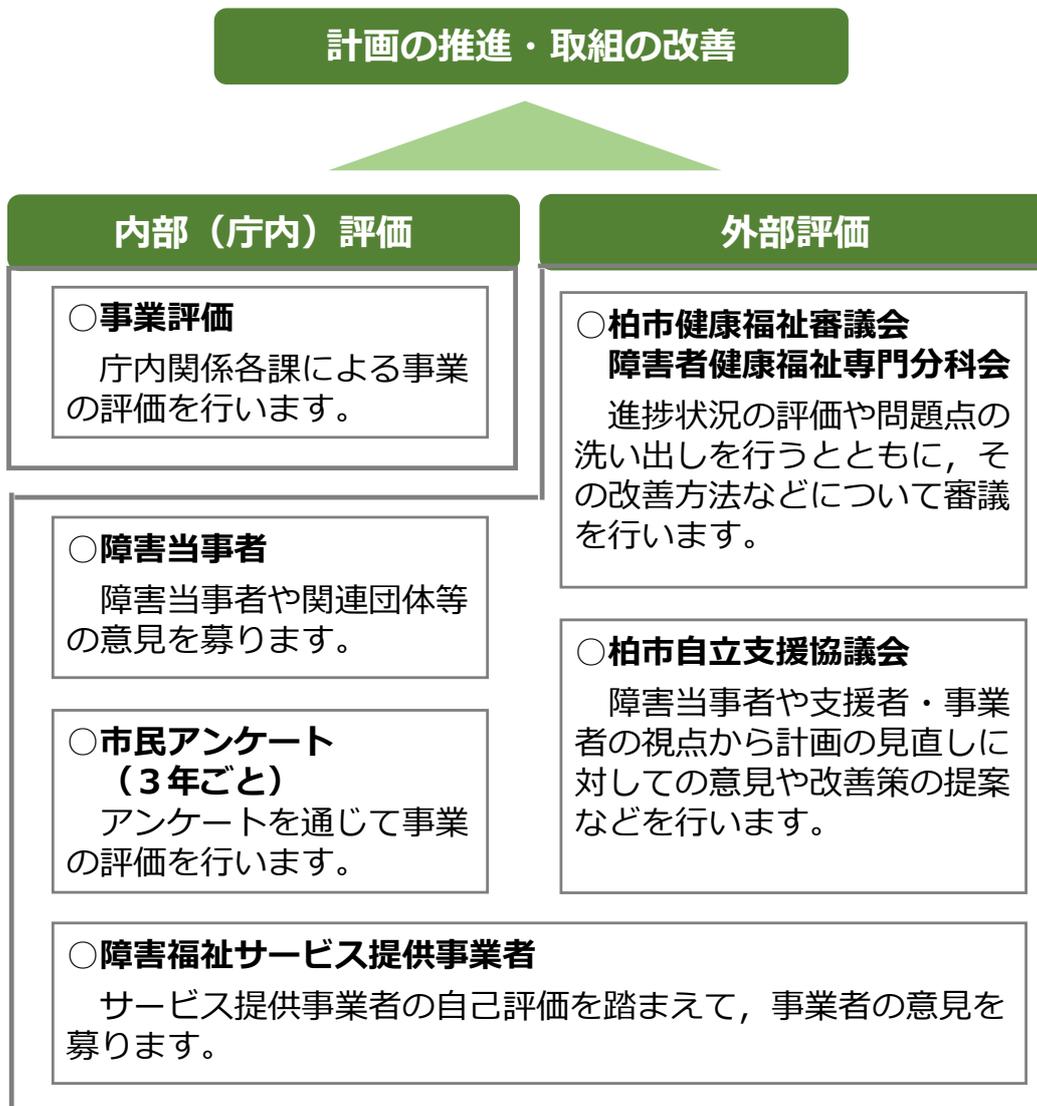
(2) 評価・進捗管理体制の確立

■ 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じ情報の共有や研修への参加等を通じて、連携を強化します。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。なお、内部評価及び外部評価を定期的実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

《評価・進捗管理体制》



■ 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、年代や障害特性に応じて多様な媒体を用いて、計画の周知を図ります。

また、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

■ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。